国立大学法人東京外国語大学留学支援共同利用センター規程

「平成 26 年 12 月 24 日 」 - 規則第 5 6 号 _

改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 56 号 令和 7 年度 3 月 25 日規則第 34 号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)に、留学支援共同利用センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学学生の海外留学及び外国人留学生の受入れを推進・支援するとと もに、国内の連携大学を中心とした学生の留学・留学生支援などにより日本の大学教育の グローバル化に寄与することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- (1) 本学学生の留学・留学生支援に関すること
- (2) 国内連携大学の留学・留学生支援に関すること
- (3) 海外に設置する、Global Japan Office との連携・調整に関すること
- (4) その他センターの目的に沿った業務

(組織)

- 第4条 センターは、次の各号に定めるセンター員をもって組織する。
- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 留学コーディネーター
- (4) その他センター長が必要と認める者

(センター長)

- 第5条 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。
- 2 センター長は、学長が指名する副学長又は学長補佐をもって充てる。

(副センター長)

- 第6条 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事 故あるときはその職務を代行する。
- 2 副センター長は、学長が指名する教職員をもって充てる。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、センター運営委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(審議事項)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営に関する基本方針
- (2) センターの予算に関する事項
- (3) センターの施設・設備に関する事項
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(委員会の組織)

- 第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 国際学術戦略本部長
- (4) 学務部長
- (5) 研究協力課長
- (6) 教務課長
- (7) 学生課長
- (8) 留学生課長
- (9) その他委員会において必要と認める者
- 2 前項第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第10条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号に定める委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。 (センター会議)
- 第11条 センターに、第3条に掲げる業務の円滑な遂行を図るため、センター会議を置く。
- 2 センター会議は、第4条に定めるセンター員をもって組織する。
- 3 センター会議は、センター長が主宰する。
- 4 第1項から第3項に定めるもののほかセンター会議の運営に必要な事項は別に定める。 (庶務)
- 第12条 センターに関する庶務は、関係課等の協力を得て留学生課において処理する。 (雑則)
- 第13条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。